

アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針案 に関する意見募集について

令和元年7月31日
内閣官房アイヌ総合政策室

「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」については、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号）第7条第1項の規定により定めることとされています。

今般、政府のアイヌ政策推進本部において、当基本方針の案が作成されました。

つきましては、広く国民の皆様から御意見を賜るべく、本件に関する御意見を下記の要領で募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、当基本方針作成の参考とさせていただきます。

なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見募集対象

アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針案

2 意見募集期間

令和元年7月31日（水）から令和元年8月13日（火）まで（※必着）

3 意見の提出方法

インターネット上の意見募集フォーム又は意見提出用紙（下記様式）に氏名、連絡先（御意見を十分把握するため連絡を取らせていただくこともありますので、漏れなく御記入ください。）及び本件への御意見の概要・理由を御記入の上、次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。

(1) インターネット上の意見募集フォームの場合：

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームに従って、氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、御提出ください。

(2) 意見提出用紙を郵送する場合：

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

郵 送 先 内閣官房アイヌ総合政策室宛て

(3) 意見提出用紙をFAXする場合：

FAX番号 03-3580-1799

送 信 先 内閣官房アイヌ総合政策室宛て

(留意事項)

- FAXでお送りいただく場合には、表題を「アイヌ施策基本方針案について」としてください。
- 郵送の場合は、封筒表面に同じく朱書きしてください。
- お電話での御意見は受け付けかねます。

4 意見の公開等について

- 頂いた御意見の内容は、氏名、連絡先等の個人を特定できる情報を除き、公表させていただく場合があります。
- 御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- 頂いた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

5 資料の入手方法

資料は、次の方法により入手可能です。

- (1) 電子政府の総合窓口
- (2) 内閣官房アイヌ総合政策室において配布
(東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館13階)

6 問合せ先

内閣官房アイヌ総合政策室 意見募集担当

TEL : 03-3580-1790

(意見提出様式)

内閣官房アイヌ総合政策室 意見募集担当 宛て
「アイヌ施策基本方針案」について

1. 氏 名

2. 会社名／部署名

3. 住 所

4. 電話番号

5. 電子メールアドレス

6. 意 見
(該当箇所)

(意 見)